

## 令和3年第1回豊後高田市議会定例会会議録（第4号）

### ○議事日程〔第4号〕

令和3年3月19日（金曜日）午前10時0分 開議

※開議宣告

- 日程第1 第1号議案から第28号議案まで及び  
第1号報告  
(委員長報告・委員長報告に対する質  
疑・討論・表決)
- 日程第2 議案第1号  
(提案理由説明・質疑・討論・表決)
- 日程第3 閉会中の継続調査・審査の申し出につ  
いて
- 日程第4 議員派遣の件について

市 長	佐々木 敏 夫
副 市 長	堤 隆
市参事兼総務課長	佐 藤 之 則
市参事兼財政課長	飯 沼 憲 一
企 画 情 報 課 長	丸山野 幸 政
地域活力創造課長	川 口 達 也
税 務 課 長	田 中 良 久
市 民 課 長	黒 田 敏 信
保 険 年 金 課 長	大久保 正 人
社 会 福 祉 課 長	田 染 定 利
子 育 て 支 援 課 長	水 江 和 徳
健 康 推 進 課 長	清 水 栄 二
人権啓発・部落差別解消推進課長	

### ○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

環 境 課 長	後 藤 史 明
商 工 観 光 課 長	阿 部 幸 喜
農 業 ブ ラ ン ド 推 進 課 長	河 野 真 一
耕 地 林 業 課 長	黒 木 雄 二
建 設 課 長	早 田 博 昭
市参事兼上下水道課長	永 松 史 年
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	早 尻 真 一
農 業 委 員 会 事 務 局 長	尾 形 稔
選 挙 管 理 委 員 会 ・ 監 査 委 員 事 務 局 長	佐々木 真 治
	藤 重 深 雪
市参事兼地域総務二課長兼水産・地域産業課長	
	大 力 雅 昭
市参事兼消防長	隈 井 智
総務課 参事兼総務法規係長	
	小 野 政 文
総務課 秘書係 主任	堀 浩 二 郎
教育委員会	
教 育 課 長	河 野 潔
教育総務課長兼地域総務一課長	
	植 田 克 己
学 校 教 育 課 長	衛 藤 恭 子
文 化 財 室 長	板 井 浩

### ○出席議員（16名）

- |      |         |
|------|---------|
| 1 番  | 於 久 弘 治 |
| 2 番  | 毛 利 洋 子 |
| 3 番  | 中 尾 勉   |
| 4 番  | 黒 田 健 一 |
| 5 番  | 井ノ口 憲 治 |
| 6 番  | 阿 部 輝 之 |
| 7 番  | 土 谷 信 也 |
| 8 番  | 成 重 博 文 |
| 9 番  | 中山田 健 晴 |
| 10 番 | 松 本 博 彰 |
| 11 番 | 河 野 徳 久 |
| 12 番 | 安 東 正 洋 |
| 13 番 | 北 崎 安 行 |
| 14 番 | 河 野 正 春 |
| 15 番 | 菅 健 雄   |
| 16 番 | 大 石 忠 昭 |

### ○欠席議員（0名）

### ○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	安 田 祐 一
総括主幹兼庶務係長	黒 田 祐 子
総括主幹兼議事係長	大 塚 栄 彦
専 門 員	小 門 敏 宏

### ○説明のため議場に出席した者の職氏名

○議長（北崎安行君） おはようございます。  
これより本日の会議を開きます。  
各常任委員会の正副委員長の互選の結果について  
報告がありましたので、発表いたします。  
総務委員長に15番、菅 健雄君、同副委員長に4  
番、黒田健一君、社会文教委員長に2番、毛利洋子

3月19日

君、同副委員長に9番、中山田健晴君、産業建設委員長に7番、土谷信也君、同副委員長に10番、松本博彰君。

以上のとおりであります。

○議長（北崎安行君） 日程第1、第1号議案から第28号議案まで及び第1号報告を一括議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。

総務委員長、菅 健雄君。

○総務委員長（菅 健雄君） 去る3月12日、総務委員会を開会し、本会議から付託されました議案6件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第5号議案、令和3年度豊後高田市ケーブルネットワーク事業特別会計予算は、2億7,996万5,000円が計上されています。

その主なものは、ケーブルネットワーク施設の運営費、維持管理費などです。

地方債については、地域情報通信基盤整備に充てる資金の借入れをするための措置がなされています。

審査の中で委員より、「予算の積算における、高齢者の使用料減免の見込みについて」の質疑があり、執行部からは、「80歳以上の高齢者の使用料減免相当額については、1,180世帯分、2,287万7,000円である」との答弁がありました。

また、「移住者のケーブルテレビ加入状況並びに新年度予算における新規の加入予想について」の質疑があり、執行部からは、「移住者の実際の加入状況は把握できていないが、令和2年2月末で見ると、新規加入件数から解約件数の差し引きは、86件の増加となっており、統計を取りだしてからは、最高の数値となっている。なお、新規加入数の見込みは196件である」との答弁がありました。

審査の結果、第5号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第8号議案、令和2年度豊後高田市一般会計補正予算（第9号）のうち、本委員会に付託された部分ですが、歳入予算の内容については、国庫支出金などで財源措置されており、補正額は、1億6,112万9,000円の減額で、補正後の予算総額は、188億4,897万8,000円となっています。

歳出予算の内容については、総務費では、職員の退職手当や基幹バス路線維持対策事業費を増額する

経費並びに市が行う各種事業等について、インターネットからのオンライン予約や届け出ができるWeb予約等システム構築事業に要する経費が計上されています。

繰越明許費の設定については、Web予約等システム構築事業の繰越措置を行っています。

次に、地方債補正については、集会所施設整備事業などの限度額の変更を行っています。

審査の中で委員より、「基幹バス路線維持対策費補助金として約600万円が計上されているが、赤字の要因をどう考えているか」との質疑があり、執行部からは、「本年度は、コロナ感染症の影響などにより、バスの利用者が各地域で減少したことから、例年より赤字が膨らんでいる。なお、経常的赤字は、沿線の自治体が負担している」との答弁がありました。

また、約600万円を補正することでバス会社に支払う本市の総額などについての質疑があり、執行部からは、「市内の4路線分として、本市の負担分は一般財源で総額1,802万6,000円となっている。これは、特別交付税の算定項目の一つである」との答弁がありました。

なお、「バスの赤字負担分では、バス路線のうち、何路線かを乗合タクシーに切り替えた方が財源的に得かどうかということを検討しているのか」との質疑があり、執行部からは、「乗合タクシーの年間委託料のうち、市の一般財源の負担は約1,200万円ほどである。バス路線が約1,800万円の負担であるので、単純に比較すると安いですが、仮にバス路線を市が直営で行った場合は、ダイヤ管理・人件費などにより、約1,800万円以上の経費が掛かってくると思われる」との答弁がありました。

また、県内における、Web予約等システム構築事業の動向について質疑があり、執行部からは、「政府の行政デジタル化推進方針のもと、Web予約システムは、県内各自治体でどんどん進められている状況である。本市が導入を検討しているシステムは中津市と同様のものである。なお、推進に当たり、市民の皆さんにデジタルを強制するのではなく、これまでの、電話や担当課窓口での予約もでき、インターネットでもできるという選択肢が1つ増え、便利になったと言われるように進めたい」との答弁がありました。

審査の結果、第8号議案のうち、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異

議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第14号議案、豊後高田市行政組織条例の一部改正については、行政組織を変更するため、所要の規定の整備を行うものです。

審査の中で委員より、「都市建築課の設置目的について」の質疑があり、執行部からは、「用途区域の見直し等による都市計画関連事業の増加、また、今後、老朽化した市営住宅や都市公園等の長寿化の問題が出てくるため専門の課を持った方がいいだろうということ、さらに、今年度から建築の有資格者が2人となったため、この係を中心に専門的な担当ができると考えたものである」との答弁がありました。

なお、審査の中で委員より、「課の名称変更は、市民が混乱するため、今後、何回も変更しないようにしてもらいたい。変更する場合でも、よく検討してからしてもらいたい」との意見がありました。

審査の結果、第14号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第15号議案、豊後高田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、労働基準法に基づき休憩時間に関する規定を整備し、国及び大分県の状況等を勘案し、時間外勤務命令の上限時間等を定めるものです。

審査の結果、第15号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第16号議案、豊後高田市職員の給与に関する条例等の一部改正については、他市等の状況を勘案し、55歳を超える職員の昇給停止及び持ち家に係る住居手当の廃止を行うものです。

審査の中で委員より、「昇給停止及び住居手当の関係で影響を受ける人数について」の質疑があり、執行部からは、「55歳昇給停止は、令和4年1月1日現在で、34人であり、持ち家手当は現在のところ145人である」との答弁がありました。

また、「生涯賃金としての影響額について」の質疑があり、執行部からは、「生涯賃金ベースは、個人ごとに異なり、基本となる計算式で計算した場合、給料、一時金、退職手当含め、総額約22万円となる」との答弁がありました。

第16号議案については、反対討論がありました。

審査の結果、第16号議案については、提案の趣旨を認め、賛成多数により原案のとおり可決すべきもの

のと決しました。

第17号議案、豊後高田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、人事院規則の一部改正を踏まえ、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処した職員に係る特殊勤務手当に関し、所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第17号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

今、私の報告で読み違えがあったようですので、ケーブルテレビの使用料減免について2,287万7,000円と言いましたが、2,288万7,000円に訂正をお願いします。一般会計補正予算においては、補正額を1億6,112万9,000円の減額と申しましたが、1億6,142万9,000円の減額に訂正をお願いします。

以上で、総務委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（北崎安行君） 社会文教委員長、毛利洋子君。

○社会文教委員長（毛利洋子君） 去る3月15日、社会文教委員会を開会し、本会議から付託されました議案13件、報告1件の審査結果を報告いたします。

第2号議案、令和3年度豊後高田市国民健康保険特別会計予算は、29億8,034万4,000円が計上されています。

歳入の主なものは、国民健康保険税、県支出金、繰入金です。

歳出の主なものは、保険給付費、国民健康保険事業費納付金です。

審査の結果、第2号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第3号議案、令和3年度豊後高田市後期高齢者医療特別会計予算は、3億6,395万5,000円が計上されています。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料、一般会計繰入金です。

歳出の主なものは、後期高齢者医療 広域連合納付金です。

審査の結果、第3号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第4号議案、令和3年度豊後高田市介護保険特別会計予算は、28億2,757万5,000円が計上されています。

歳入の主なものは、介護保険料、国庫支出金、支

3月19日

払基金交付金、県支出金、一般会計繰入金です。

歳出の主なものは、保険給付費、地域支援事業費です。

審査の中で委員より、「介護保険料を決めていく中で、今後の新型コロナウイルスの影響をどのように捉えて、反映させていくか担当課の考えについて」の質疑があり、担当課からは、「今後、3年、4年、5年と事業を運営していく中で、加入者に負担をかけないように平準化により進めていきたい」との答弁がありました。

審査の結果、第4号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第8号議案、令和2年度豊後高田市一般会計補正予算（第9号）のうち、本委員会に付託された部分ですが、歳出予算の内容としては、民生費では、高齢者生きがい活動等感染症対策支援事業に要する経費などが計上されています。

衛生費では、合併処理浄化槽設置整備事業に要する経費が減額されています。

教育費では、小学校及び中学校において、平成30年度から計画的に整備が進められているタブレット端末の整備事業に要する経費などが減額され、地域歴史文化推進事業などが計上されています。

繰越明許費の設定については、高齢者生きがい活動等感染症対策支援事業及び地域歴史文化推進事業などの繰越措置を行っています。

審査の中で委員より、「サロン活動に対する高齢者生きがい活動等感染症対策支援事業の内容について」の質疑があり、執行部からは、「地域サロン活動を行う上での新型コロナ感染症対策として必要な手指消毒、除菌スプレーなどを、社会福祉協議会を通じて現物等の給付をしていきたい」との答弁がありました。

また、「小中学校における1人1台のタブレットは全部いきわたるのか」との質疑があり、執行部からは、「これまで、平成30年度から429台を購入している。それに合わせ、今回、1,277台を購入したので、合わせて、児童生徒及び教職員分すべてを賄えるようになる」との答弁がありました。

審査の結果、第8号議案のうち、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第9号議案、令和2年度豊後高田市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、高額介護サービス費を

増額する経費が計上されています。

審査の結果、第9号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第18号議案、豊後高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正等に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第18号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第19号議案、豊後高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正等に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第19号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第20号議案、豊後高田市国民健康保険条例及び豊後高田市国民健康保険税条例の一部改正については、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例に係る規定の整理を行うものです。

審査の結果、第20号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第21号議案、豊後高田市介護保険条例の一部改正については、第8期介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険料率の額を定めるものです。

審査の中で委員より、「値上げとなる30円の根拠について」の質疑があり、執行部からは、「令和3年度から令和5年度の第8期計画期間の保険給付費の見込み額に第1号被保険者の法定負担割合23%を掛け、国の調整交付金や基金の繰入れを行った後、第1号被保険者数で割り戻した額が基準月額であり、第7期計画と第8期計画との基準月額の差が30円である」との答弁がありました。

また、「基準月額30円の値上げによる増収について」の質疑があり、執行部より、「約840万円である」との答弁がありました。

審査の結果、第21号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第22号議案、豊後高田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正については、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第22号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第23号議案、豊後高田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部改正については、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第23号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第24号議案、豊後高田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正については、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第24号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第25号議案、豊後高田市指定居宅介護支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正については、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第25号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第1号報告、令和2年度豊後高田市一般会計補正予算（第8号）は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、新型コロナウイルスワクチン接種の体制を整備する経費を専決処分したので、承認を求めるものです。

審査の結果、第1号報告については、報告の趣旨

を認め、全員異議なく承認すべきものと決しました。

以上で、社会文教委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（北崎安行君） 産業建設委員長、土谷信也君。

○産業建設委員長（土谷信也君） 去る3月16日、産業建設委員会を開会し、本会議から付託されました議案10件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第6号議案、令和3年度豊後高田市水道事業会計予算は、業務の予定量としては、給水戸数6,285戸、年間総給水量180万立方メートルを予定しています。

収益的収支では、事業収益3億1,038万8,000円に対し、事業費用3億80万7,000円を予定し、差引き958万1,000円の税込み当期純利益となっています。

資本的収支では、収入総額6,966万7,000円に対し、支出総額1億5,715万7,000円を予定し、差引き8,749万円の不足額が生じますが、この不足分は、当年度分損益勘定留保資金などで補てんを予定しています。

審査の結果、第6号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第7号議案、令和3年度豊後高田市下水道事業会計予算は、業務の予定量としては、水洗化人口9,600人、年間総処理水量181万2,000立方メートルを予定しています。

収益的収支では、事業収益8億2,692万5,000円に対し、事業費用8億2,692万5,000円を予定しています。

資本的収支では、収入総額4億3,908万8,000円に対し、支出総額7億1,194万3,000円を予定し、差引き2億7,290万5,000円の不足額が生じますが、この不足分は、当年度分損益勘定留保資金などで補てんを予定しています。

審査の結果、第7号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第8号議案、令和2年度豊後高田市一般会計補正予算（第9号）のうち、本委員会に付託された部分ですが、歳出予算の内容としては、総務費、農林水産業費及び商工費において、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった地域イベントの開催等に要する経費などが減額されています。

また、農林水産業費では、農林水産業施設等復旧支援事業に要する経費や、現在実施している県営た

3月19日

め池等整備事業及び水崎の圃場整備等の県営経営体育成基盤整備事業に要する経費などが計上され、法人間連携組織育成事業に要する経費などが減額されています。

商工費では、小規模事業者店舗等家賃支援事業や地域振興お買物促進事業に要する経費などが計上され、企業立地促進奨励金に要する経費などが減額されています。

土木費では、道路新設改良費に要する経費を減額しています。

災害復旧費では、6月及び7月豪雨に係る災害復旧工事の実施にあたり、詳細な測量設計等を行い、必要な事業費を積算したところ、予定していた予算よりも下回ることとなり、農林水産施設災害復旧費及び公共土木施設災害復旧費に要する経費が減額されています。

繰越明許費の設定については、農林水産業施設等復旧支援事業、地域振興お買物促進事業などの繰越措置を行っています。

審査の中で委員より、「農林水産業施設等復旧支援事業費補助金に係る対象施設の場所と内容について」の質疑があり、執行部からは、「真玉地区の牛舎であり、10月の台風と、1月の暴風雪の際に堆肥舎の屋根が破損したため、その復旧を図るものである」との答弁がありました。

また、「企業立地促進推進費の減額理由について」の質疑があり、執行部からは、「市内にある企業が事業の拡大を目指し、工場用地の新たな取得また、工場の新設等を計画し、用地取得費、設備投資費等を予定し、確保していたが新型コロナの影響や諸事情により延期となったことから不用額として減額するものである」との答弁がありました。

審査の結果、第8号議案のうち、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第10号議案、令和2年度豊後高田市水道事業会計補正予算（第2号）は、減価償却費及び資産減耗費の増額を行う経費が計上されています。

審査の結果、第10号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第11号議案、令和2年度豊後高田市下水道事業会計補正予算（第2号）は、消費税及び地方消費税納付額の増額並びに収益的支出を資本的支出に振り替える経費が計上されています。

審査の結果、第11号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第12号議案、市道路線の認定及び廃止については、市道路線を整備するものです。

審査の結果、第12号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第13号議案、公の施設の指定管理者の指定について（豊後高田市新町交流拠点施設）は、豊後高田市新町交流拠点施設の設置の目的を効果的に達成するため、当該、公の施設の管理を行わせる指定管理者を指定するものです。

審査の結果、第13号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第26号議案、豊後高田市ヴィラ・フロresta条例の一部改正については、より効果的な施設運営を図るため、利用料金等の見直しを行うものです。

審査の結果、第26号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第27号議案、豊後高田市道路占用料徴収条例の一部改正については、大分県道路占用料徴収条例の一部改正等に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第27号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第28号議案、豊後高田市営住宅条例の一部改正については、所得税法の一部改正等に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第28号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（北崎安行君） 予算審査特別委員長、中尾勉君。

○予算審査特別委員長（中尾 勉君） 去る3月17日、予算審査特別委員会を開会し、本会議から付託されました議案1件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

なお、本委員会は議員全員の構成でありますので、審査の経過については省略いたします。

審査の結果、第1号議案については、提案の趣旨

を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算審査特別委員会審査結果の報告を終わります。

**○議長（北崎安行君）** これより、ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

16番、大石忠昭君。

**○16番（大石忠昭君）** 皆さん、おはようございます。日本共産党の大石忠昭でございます。ただいま各委員長から付託されている議案に対する審査の結果の報告がありました。時間では、約40分かかったと思います。それで、私は総務委員をしておりますので、総務委員会では、菅新委員長が詳しい内容の報告がありました。菅委員長に対しては質疑はありません。あと社会文教委員長と産業建設委員長について簡単に質疑をします。

今回の議会には、佐々木市長から予算案や条例改定案など今日表決する議案29件あると思います。そのうちにそれぞれの委員会に、その議案が9日に開かれました議案質疑で、私は1時間の時間制限がありますけれども、それなりに質疑をしました。その後はそれぞれの委員会に付託をされて集中審議をすることになっています。本会議については1人1時間という時間制限があります。回数も1項目3回という制限があります。しかし、3つの常任委員会については、まず、時間の質問時間の制限がありません。回数の制限もありません。予算委員会については、一問一答方式に代わりまして、1時間という時間制限とそれと1つの項目で3回という制限があります。その上に立って、私、残念ながら、日本共産党市議団2人から1人に減りまして、1人でも2人以上の仕事をしたいと頑張っております。よって、あらゆる時間を活用して市民の前にこの議案の内容を周知できたらなと思うんです。何でも反対ではありません。いいことは賛成します。

よって、社会文教委員長にお尋ねしたいのは、今度の社会文教委員会には、私が残念ながら質疑ができなかった介護保険の特別会計や後期高齢者医療の特別会計などできなかったんです。国保については若干問題提起しましたけれども、十分な時間がなくて討議ができてないんですよ。まず、議案では第2号議案が国保の特別会計ですから、審議の結果をお尋ねしたいんです。私は、もう、佐々木市長に変わって4年間、数にしたら、恐らく10回以上国保税が市

民の皆さんが高くて困っているから何とか下げられないかという議論をしてきたんですけど、とうとう下げないまま、市長の1期目が終わろうとしています。今回は私が議会でも指摘したように、県の試算で1人当たり8,337円を引下げができると、そのことは担当課長も認めました。社会文教委員会でも認めたとと思います。けども、うーんということで、今回は据置きということになったんです。そのことで、この国保会計、条例は出ておりませんが、この関係の条例はありませんので、この第2号の特別会計の審査の中で、どなたか1人でも私に次いで、8,337円も下げられるちゅうんなら、条例改定して下げるべきやないかという質問、意見はなかったんでしょうか。

2つ目は、後期高齢者医療についてです。これも私どもは、一貫して、この制度が始まって以来、問題点を指摘して改善を求めてきました。今回は全国的に同じ制度の問題なんですけれども、一部の方が値上げになります。一言で言うならば、国民の批判を受けて政府も最初の案を是正をしなければならなくなりました。7割軽減で、3割を負担してくれということでしたけれども、7割軽減を9割軽減に変えました、1割でこらえてくれということになったんですけども。それが経過措置でとうとうこの新年度で終わるんですけども、全て9割軽減がなくなって7割軽減になりました。この特例措置を受けた方は、みんな今年はまた上がるんです。その予算について、やはり高齢者において、私たちはこの制度そのものを問題とと思っていますからね、何か高齢者の負担が重すぎると。しかも、これは年金で天引きされるので、自分の保険料がいくらかなかなか分かっていない人がいない。昨年より上がっても、上がったと気が付かないような状況でこられています。そのことで、本当にお年寄りの立場に立って、これ引き下げるような議論がされたのかどうか。

3番目は介護保険の問題です。これは、1年間の特別会計と介護保険料を定める条例改正案が審議をされました。今、委員長報告の中で、条例改正案については、若干質疑があったように報告がありました。それで、委員長も私が9日の日に、この場において高田の介護保険料の問題点を否定したことはご承知のとおりです。それは、今回は基本額で30円という形で提案されています。こういうことは、市長ではなくて、担当課長や職員のご努力が大きかったと思います。私はその中で、あと30円で抑えられた

3月19日

んだから、30円ぐらいのことは市長の政治力で引き下げて。前は170円上げたんですよ、3年前佐々木市長が。今、今度は据え置きしたぞと。私は市長になるつもりはありませんけど、私が市長だったらそれだけのことをやりますね、政治力で。調べてみましたら、国東市では50円下げたんですよ、市長の政治力があって。30円下げるんじゃないですよ。基準額を3年前よりも50円下げました。私のところはもう下げたらいいけども、最低下げなくてもわずか30円のことなんだから、前回170円上げたんですからね。今回は据え置きになると。それぐらいの政治力がなくなると、私は情けなくなります。だから、本会議で議論しましたが、時間が足りなくて残念でした。社会文教委員会では十分な時間があつたので、そういう、せめて30円を抑える、値下げでなくても抑えるぐらいの議論があつたのかどうか、市民の前に明らかにしてもらいたいと思います。

次は、産業建設委員長にお尋ねします。今、私メモをずっと取りましたけど、1番私の知りたいところについては、一言もなかったという報告だつたと思うんです。それは、今回の第8号議案の一般会計補正予算なんです。これ1番知りたいのは、私だけじゃないと思うんですよ。佐々木市長の英断で、これは評価しますよ。やっぱり国の地方創生臨時特別交付金を使って、全世界帯の世帯主宛てに1人当たり5,000円、全市民に。そして、65歳以上の高齢者や障がい者や、いわゆるもう後は少ないと思うんですけど、介護保険の認定を受けている方ですね。これ65歳以内の方は少ないと思いますけれども、その方も1人当たり2,500円の追加の、いわゆる平口で言うなら商品券を市長からもらえるんですよ。これは市長のすごい実績だと思います、私は。それと後は、新たにプレミアム付きの商品券も発売することになりました。これは全市民ではありません。希望者、早い者勝ちになりますね。

私が聞きたいのは、やはり市民にとっては何人も電話がかかってくるんですよ。いや、私が決めるんじゃないんですよと、決めるのは市のほうなんだからと。何が1番聞きたいかといったら、いつ、どうやってもらえるかということなんです。どこで使えるかというのが1番多いです。今で言ったら20人超えています。答えようがないんですよ。よって、産業建設委員会においては、この問題で議論してほしかったんです。市民の1番関心事なのに。これさっきの報告では一言もないんです。一言も報告がなかつ

たから、私はびっくりしておるんですよ。

それで、本当に質問として執行部から詳しい説明があつたと思うんですけど、それ以上にみんなが知りたい、最初本会議の私の答弁では、まず早く交付したらどうかということに対して、なるべく早く出したいんだけど、それは各戸に世帯主宛てに郵送したら郵便局が約2か月かかると。だから、それじゃあ遅いから、まず予定日を決めて事前配布という形でやりましようとなつたんですよ。それを宣伝すると。こういういついつにやりますよと宣伝して、買い求めてもらいに来れば、いつでも世帯主に払うということです。これ、いいことですよ。だから、1番聞きたいのは、それがどの場所でやるとか、場所が3か所とか5か所とか何か所とか全然ないんですよ。田舎のほうの人が高田の市役所に1か所なんかにしたら、もらいに来るよりは郵送してもらったほうが得てるでしょう。バス費なんか入れたらね。だから、せめてここぐらいの高齢者についても、ここにもらいに来れば出せるというような場所についても、やっぱり私は産業建設委員会で審議をして、今日の委員長報告でその壇上から市民に、審議の結果こうなりましたとなれば、豊後高田市議会議員もよく頑張っているなという市民の評価はもっと上がるんじゃないでしょうか。ところが、今の報告では全然ないので、もうがっかりなんです、私は。

私はその委員長に質問するのは無理なことでしょうか。

もう1つは、プレミアム商品券のことなんです。これも佐々木市長が最初に提案したのは1億2,000万円でした。その時に私は、これではよその市に比べても少なすぎるんじゃないかと。さらに検討して増額しようという質問をしました。市長も長々答弁しています。今日、会議録を見てきましたけど。しかし、実際は第二期、今日は第三期というように、3回に分けて今年度はプレミアム商品券を発売することとなりました。これは市長が私の質問に答えてくれたというように確信しています。でも、これについても、やはり本当に市民はいつからそれがもらえるのか、本当に限度額はいくらなのか、私の地元までくるんだらうとか、そういう問題などがいろいろ。やっぱり生活が厳しいだけに関心が高いんですよ。だから、本来ならばそういう問題も委員長報告で市民の前に明らかにしていただいたら、もう市民は助かつたと思うんです。それもなかつたので、もうそういう詰めた議論があつたのか、なかつ

たのか質問します。

もう1点は、家賃補助についてです。これは、高田の佐々木市長が県下に先駆けて6か月分の前払いをしたんですよ。すごいこれはいい実績ですよ。それは評価しているんです。しかしながら、第1期目の時に宇佐から高田に店を持っている人は、その補助の対象になるけれども、豊後高田市に税金を納めている市民が宇佐で商売している場合には外されたんですね。これを問題にしました。だから、せめて私は2期目に出すときには、それに該当するような施策を少し変更してくれるのかなと思っておっただけなんですけれども、今回また追加で12月、1月、2月分の家賃補助を支給することになりましたね。これ予算なんですよ。これについては、前回と同じということになって、がっかりしたんですけどね。もうその問題についても家賃補助についても議論があったのかどうか聞きます。

あと最後に1点だけです。第27号議案についてです。

これは私が時間がなくて、議案質疑では質問を省きました。今日、委員長から聞いた報告ではちょっと私意味がよく分かりません。私なりに勉強しております。それで、これは市道に立っている九州電力やNTTの電柱があるでしょう。それに対する年間使用料なんです。これが値下げになるんです、という議案なんです。1本当たりだったらわずかな金額なんですけれども、私は市内の市道に何本、九電、NTTの電柱があるかは分かりません。けれども、それによってどれぐらいの減収になるんだろうかと。佐々木市長があらゆる点にチェックをして、あと賛成討論の中で述べますけれど、無駄を省いて、財源確保には努力していると思うんですよ。この問題についても、それは私の調査では市長の権限で条例出さなくてもやれると。市長が罰金を払うようなことはありません。なのに、今度それが何でやれなかったのかなと。もう残念でならないんです。よって、何かこの第27号議案について、質問があって、どのような審議がされたのか明らかにしてもらいたいと思います。

以上です。

○議長（北崎安行君） 社会文教委員長、毛利洋子君。

○社会文教委員長（毛利洋子君） 大石議員の質疑にお答えします。

先ほど大石議員が言われたような意見や議論はご

ざいませんでした。そのほかは先ほど報告したとおりでございます。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 産業建設委員長、土谷信也君。

○産業建設委員長（土谷信也君） 大石議員の質疑にお答えします。3点質疑いただきました。結論から申しますと、3件ともそういう質疑はございませんでした。最初の商品券とプレミアム商品券につきましては、本会議の時に商工観光課長から答弁がありまして、そこで委員の皆さん方もご理解いただいているものだと思います。それと、前回通りということでございますので、発売の時期、それから場所等は例年通りということ委員の皆さん承知しておりまして、そういう質問は出ませんでした。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 今、2人の委員長から答弁をいただきました。まず、社会文教委員長の毛利委員長に再質疑をいたします。

私が質問した内容の問題では誰も質疑がなかったということは分かりましたが、この市議会議員の今期は今ちょうど折り返し地点です。毛利議員は2年にして社会文教委員長に就任されました。私が所属する委員会では、同じく2年の於久議員がおりまして総務委員会に推薦しましたが、残念ながら選挙で就任できませんでした。よって、私は公明党の毛利委員長にお尋ねしたいのは、先ほどの答弁で全く質疑がなかったということで、しゃんしゃんと終わったようなんですけれども、介護保険料については、せめて30円は抑えてもらいたいというのは誰もの願いじゃないでしょうか。今回わずか30円と言いますけど、もう1回お尋ねしたいのは、基準額が月に30円なんです。年間360円なんです。大したことはないのに何で大石がやあやあ言うんかと。お年寄りにとっては、大したことなんです。今回はここに条例持ってきましたけど、条例と解説したものとありますけど、どちらを読んでみても、今から私が質問するものについては出ていないんです、数字が。私も分かりません、勉強してないから。それは、わずか30円と言うけれども、この中で今回は去年に比べて、いわゆる令和2年度に比べて3年度については1番上がる方は、正確に言いましょうか。1万9,692円上がるんですよ。360円の方が基本なんで、年間360円がたがた言うなど。多い人は1万9,692円なんです。

しかし、この方は所得がかなりある方なんです。1億あっても同じです。2億あっても同じです。だけでも、この方がこれは条例の第2条の中に1から10まであるんです、括弧で。この10のことを言っているんです。この10に当たる人が前年度所得がどれくらいあるか。コロナで所得が減ったけれどもね。去年の所得において、今年でこれだけの所得の人は約2万円上がりますよという方が出るんですよ。それは何人かも知りたいんです、本当は。30円値上げを抑えたことは評価しているんですよ、私は。でも、それを据え置きしてもらいたかったけれども。しかし、今度の条例改正で1番高い人は1万9,692円上がるんです。

それがどういう対象なのか、豊後高田の65歳以上の方で大体何人くらいだろうかと。専門家の中でパーセントでどれくらいの対象なんだろうかというような議論がやっぱりあってしかるべきだと思いますし、そういう資料を出させるぐらいの、委員長の権限があるでしょう。口頭だけじゃないんで、どういう人がそういうことになるのか、ちょっと分かることを資料出せと言うこともできるはずなんですよ、委員長にとっては。ちゃんと経験のある委員長で、議長経験クラスだったらもっと出すかもしれませんけどね。それを今回見ていきたいと思っているんですよ。でないと、私もわずか時間制限があって、突っ込んだ議論ができないんですよ。勉強したいけれども、時間がないんですよ。だから、時間制限もない、回数制限もない、いくらでも議論ができるやはり常任委員会において、こういう形で市長から提案されておる案件が付託されるんだから、付託されたこの委員会で市民が納得できるような議論をしてもらいたいと思うんです。その辺、毛利委員長はどうでしょうか。

土谷産建委員長にもお尋ねいたします。私は本当正直なところなんですよ。この市道に設置している九電やNTTの電柱の年間使用料が安くなるんですよ。だけど、本当に正直なところ、豊後高田市の市道に何本あるのか、何万本あるか私は分かりません。そのことが、値下げしたということは、民間の宅地や山林などにも九電、NTTの電柱がありますけど、それも便乗して値下げにつながるのかどうか勉強しておりません。けれど、関心事ですね。だから、わざわざ市長が条例出したんだから、条例審議の中でもう少し突っ込んだ議論がほしかったと私は思うんですけど、私だけの思いでしょうか。何かありま

したら、土谷委員長に答弁を求めます。

○議長（北崎安行君） 社会文教委員長、毛利洋子君。

○社会文教委員長（毛利洋子君） 大石議員の再質問にお答えします。

大石議員も一般質問でされたと思うんですが、第8期計画期間、令和3年度から令和5年度の保険給付費の総額84億6,300万円という第7期の計画期間の保険給付費と比較して約4億2,800万円を超えている。その約4億2,800万円の法定負担割合で第1号被保険者分の23%が今回の値上げ分の根拠の額となるということで、23%の内調整交付金基金の繰入れを行った後の残り金額に第1号被保険者約8,500人で割り戻したときの金額ということになると答弁もいただきました。介護保険料10段階で算定した場合、前回の5,270円で計算すると約840万円不足する、これを補うための10段階の弾力化を行い、約660万円の財源が新たに入ることとなったとあります。あとで残り分についても30円の値上げで補うというものであるという答弁もいただきました。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 産業建設委員長、土谷信也君。

○産業建設委員長（土谷信也君） 道路占用の使用料の徴収の件でございますが、さっき答弁したとおり、質疑は出ませんでした。というのも、大石議員も傍聴に来られていましたけど、うちの産建の委員さんも皆さんベテランの議員さんばかりで、しっかり承知をされておるので、質問はなかったものだと委員長として理解をしております。

よろしく願いいたします。

○議長（北崎安行君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 先ほどの毛利社文委員長の答弁では、私が質問した以外のことばかりありまして。執行部がどういう説明をしたかということを知っていないんです。それはもう分かり切ったことを聞いているんじゃないんですよ。全然答弁がないと思いますけど。最初の委員長ですから、なつばかりの委員長ですからこれ以上言いません。しかし、今後各常任委員会において、総務委員会で活発な議論をしているように、やはり市民に我々はこの議論をしているんだと、堂々と報告できるような審議をしていただいたらなと希望を申し述べて質疑を終わります。いいですか。

○議長（北崎安行君） ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北崎安行君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許します。

16番、大石忠昭君。

○16番(大石忠昭君) 日本共産党の大石忠昭でございます。討論を行いたいと思います。時間制限はありませんけれども、そう長くはしないつもりです。

4年前、佐々木市長が就任をされ、最初の定例議会一般質問で私は冒頭に日本共産党市議団を代表して、佐々木市政に対して、こういう態度で臨みたいということ述べてみました。それは、市民にとってよいことについては賛成をする。さらによい施策が実行できるように積極的な提案も行う。賛成のための賛成、反対のための反対ではない。市民にとって都合の悪いことについては問題点を指摘し、助成をしてもらおうと。そういう態度を表明しましたが、振り返ってみまして私は佐々木市長4年間については、その基本姿勢は変わらず対応してきたつもりです。永松前市長はいわゆる合併前の豊後高田市で2期7年市長を務められました。合併後3期12年、合計19年、細かく言うと4か月だったと思います。佐々木市長は間もなく4年間の任期が終わりますが、比べてみましても佐々木市長の功績は大きかったと思います。よって、今回の予算議案について、今日、表決する議案、全部で29件ありますけれども、私は第1号、8号議案に賛成討論、2、3、4、16、21、27号に反対討論をしたいと思います。

まず、第1号議案、佐々木市長1期目最後の一般会計の当初予算についてであります。今回、大分県内にも各所で市長選挙が行われます。全国どこでもです。市長選挙が4月にある前の3月の定例会での当初予算はいわゆる骨格予算として出されますから、どこでも前年度比では大幅にマイナスの予算になっています。豊後高田の場合はやはり市長が思い切っ市民のためにということで、新規事業も提案しておりますので、これまで公約で掲げた事業も全部予算化しております。よって、前年度と比べましたら、豊後高田の場合はわずか4,000万円の減額です。率でしましたら0.3%の減なんです。そういう予算になっています。永松前市長時代については、毎回19年間、それこそ一般会計当初予算については、堂々と反対討論をしてきました。佐々木市長に変わって、今回4回目の当初予算ですけど、4回とも賛成です。こ

れは大石個人の判断だけではありません。私は日本共産党の公認候補です。日本共産党大分県委員会の幹部の1人でもあります。大分県委員会での林田県委員長と、この当初予算についても協議をしまして。毎回協議をしてきましたが、今回も賛成討論をするということになりました。中身に触れますと長くなりますから、もうあまり触れませんが、例えば同和予算の問題、あるいはマイナンバーカードに関連する問題など、私たちが同意できない予算も含まれています。しかし、全体的に見れば、やはり市民の命や暮らし、経営を守ると。よその市長に比べてみても、そう劣らないと思うんです。立派に市民のために今後も新たな事業をしていく予算になっておると思うんです。私なりに言いますと、まず、前の市長時代には意固地になっているかと言われるほど、なかなか応えてもらえなかった。あの子どもの医療費や給食代について佐々木市長は、これは私の調査ですよ、全国初です。何かと。高校までの医療費完全無料化、幼稚園から中学生までの給食費完全無料化を同時に実施したこと。これは全国初です。高く評価しております。

今回も市長が変わったらこれがどうなるかという心配をする人がおりましたけど、おそらく今回は無投票ですけども、今回の予算はこういう子育て支援策については全部盛り込まれた予算になってます。もう少し皆さんも知らないこと、この際知ってもらいたいので、討論ですから報告をしたいと思うんです。それは、今、世界中から核兵器を廃止しようと、とうとう核兵器禁止条約が批准されました。しかし残念ながら日本の政府はこれに背を向けて、署名をしない、批准もしない、唯一の被爆国で日本の恥づかしい話なんですけど。佐々木市長は世界中から核兵器をなくす、世界の平和を勝ち取ろうという国民平和行進団がずっと何十年間も高田市役所を訪問して誰かに対応してもらっておりますけど、永松市長時代、19年間一度も市長が対応したことはありません。一度も被爆関係の署名をしたこともありません。代わって総務課長がする。佐々木市長はその行進団を出迎えてくれ、歓迎の挨拶、そして代表団と懇談をする。そして、今紹介したような世界中から核兵器をなくそうという関連の署名、毎回署名が違うんですけども、世界中で取り組んでいる署名にも市長として署名をしていただきました。そのことについても高く評価したいと思うんです。

次は、この4年間を振り返ってみましても、多く

3月19日

の方が認めるように、子育て支援とか定住対策は私が述べることなく、詳しく述べる必要はないと思うんですけど、やっていますでしょう。しかし、私は、この前、2年前の選挙の自分の演説もちょっと聞き直してみましたけれども。今度は子育て支援について、今度は高齢者の番だ、お年寄りを大事にしよう、障がい者を大事にしようという立場から、佐々木市長にも随分提言してきたつもりです。十分なことはできておりませんが、例えば永松市長時代に一部廃止をした高齢者の敬老祝い品ですね。それは、合併した当時は70歳2,000円、77歳3,000円、88歳4,000円でしたけど、永松市長が無投票で当選した後の議会でこの予算を3月に組んでいるのに、一部廃止をしまして、77歳3,000円だけが残ったんです。これも佐々木市長に代わってから何回か質問してきましたが、とうとう佐々木市長は88歳には1万5,000円、95歳には2万円、100歳には5万円という新しい敬老祝い品を高齢者の皆さんに贈ることになりました。

それから、障がい者についても、私も何回も永松市長時代から議論をしてきました。障がい者の権利を守るための市の独自の条例を作ろうということで議論をしてきましたけど、佐々木市長に変わりましたから県下に先駆けて、言語障害を中心とした条例ですけども条例が制定されました。大分県は今度の議会にその条例がかけられました。高田のほうが先でした。

それから、障がい者に対して、年1万2,000円のタクシー券、1枚500円券なんですけど、24枚を交付する事業が令和2年度から実施されることとなりました。また、昨年12月議会で私が議論をしました特別障害者手当ね。もうその資格がある方は年額約33万円もらえて助かる制度なんですけど、これがあまりにも今の受給者が少ないということで問題にしましたら、今回のこの予算の中には今までの決算の倍以上の予算が提案されています。皆さんお気づきでしょうか。これも社会文教委員会で議論がないから分からないと思いますけれども、そういう予算になっています。

もう少し述べます。市長の退職金。本来ならば、今度のこの予算に退職金が出てくるんですね、永松市長時代だったら。永松市長は5期務めていますから、前永松市長は5回退職金をもらっています。1番高いのは、私が追及する前です。1回4年間で2,000万円を超えていました。何度も何度も追及する中で、だんだん下がっていききましたけど、佐々木市長

は選挙の公約で掲げて、いわゆる当選後の初の定例会で自らの退職金を4年先の話しですけど、自分の分だけです、次の市長のことじゃないんですよ、自分の分のはゼロにしますという条例案を提案しました。これもすばらしいことだと思います。自分の公約というのは4年間で守るべきなのに、まず就任の最初の定例会で条例を出して、今回は佐々木市長はお辞めになりますけれども、退職金ゼロです。その予算になっています。

それから、前の永松市長時代に事業計画したその事業の見直しなどでも、いろいろありますけど、一言だけ言うならば、ケーブルテレビの各ご家庭に告知端末機械など三、四つ並べていますね。これの更新をしたんですね。私どもはこれが10年経ったら更新するなどというのはこの時点で始めて知ったんです、勉強不足でした。しかし、佐々木市長に変わって、永松市長時代の計画の見直しがあって、これだけでも2億4,000万円の経費を節約しています。これは私どもそこまで気がつきませんでした。それから、草地にあります老朽化したごみ処理場、よういつまでも使えるなど。もう本当は新しいのが十何年前に建設されているはずなのに、建設されないためにずっと古いごみ処理場使っていますけど。これも私は本当に恥ずかしい思いなんです、自分が。なぜかといいますと、永松市長時代というのは調べてみたら毎年、あのごみ処理場の修理費を6,000万円から、1番高いときには年間8,500万円の工事費を出しているんです、特定企業に。それに対して、市長が就任したのは4月でしょう、3月の永松市長時代に予算を組んでいる。私はその予算には反対していますけど、多数決で可決したでしょう。その予算にも約6,000万円の予算が組まれているんですよ。しかし、佐々木市長はそれを分析しておかしいということになって、その年は約1,000万円で終わっています。5,000万円浮かせました。その次は予算で2,000万円。あとの2年間はゼロ、ゼロです。それで、普通、素人が考えたら、全然予算を支出しなくて、修理費にかけなくてそんなにもてるようなものなら何で今まで6,000万円も8,500万円も出したんかと。誰も不審に思うと思うんですけども、私はそこまで勉強が足りず、チェックができない。市民に申しわけないと思っています。

今度、し尿処理場なんです。これは5年に1回管理運営の業者を変えるんですね。佐々木市長になって、初めての今度入れ替えが行われました。今度予

算を見てください、皆さん。前年度比で約3,800万円の減額になっています。これで実施できるということなのでしょうけどね。あの施設の管理運営でし尿処理場の市の負担が3,800万円減額でやれるようになっていきますね。

こういうことは、前の永松市長ではやれなかった。私どももそこまで気がつかなかったと思うんですね。よって、もう終わりますけど、いよいよ11日から市長選挙が始まりますけれども、その日のうちに佐々木市長がまた再任することになると思うんです。申し上げたいのは、だから申し上げたいのは、今、市民の間では、やっぱり政策論争をせんといかんなどという声なんです。今、2期目の公約など私どもは全然知る由なしで新聞発表もないですね。それで、前の時に無投票阻止で土谷哲生さんが告示日の日に急遽立候補したでしょう。その当時のみんなの高田、持ってきたものありますけどね。土谷哲生さんは4,000票を超える票を取ったんですよ。永松市長は有権者の3割台しか永松って書いた投票なかったんですよ。やはり厳しい鉄槌をくったんです。なぜかという、その前の4年前の市長選挙は無投票で、先ほどお話ししたとおり、選挙直前の議会では85歳以上のお年寄り1人年間1万円の市独自の敬老年金を支給しますという予算を、約1,000万円超えていましたかね、組みました。それから、70歳に2,000円、77歳に3,000円、88歳に4,000円の敬老祝い金を支給するという予算を議決をしました。その後無投票やったんです。その年の6月議会、今度言うたら今度選挙があるでしょう、4月に選挙があつて、6月の議会、その選挙前に組んだ予算の条例を廃止した。条例廃止の議案を出してきました。何かといたら85歳以上の1万円を支給する条例を廃止していたんですよ。予算も削除してしまつた。そして、9月の敬老会の予算の組み替えをしまして、ただ、77歳に3,000円支給するだけの予算に変えました。これに対して多くの市民が怒りました。だから4年後の選挙の時に土谷哲生候補にあれだけ4,000票を超える支持が集まったんじゃないかと私は分析しています。今回はほとんどそういう土谷哲生さんみたいにやっぱり親戚であっても太刀打ちするというような、そういう気骨のある有権者は、ほとんど今回はないと思うんです。まだ分かりませんよ。それで、私は無投票で再選するとみておりますけど、まだ分かりません。だけど、再選した暁には、市民に選挙の中で、わずか1日の選挙戦であっても市民の皆様には2期目についてはこ

ういう形でさらなる発展を約束しますという形で具体的なこと、斬新なアイデアで、さらなる発展を約束しますという看板は出ていますけど、その中身を、2期目になったら、ちょっともつとようならんとという中身を明らかにしてもらったと思います。今日じゃないんですよ、選挙でね。そのことをお願いをして、長くなりましたけれども、当初予算に賛成をいたします。

次は、第8号議案、一般会計の補正予算についても賛成討論をいたします。ちょっと水を飲みます。

先ほど各委員長から報告がありましたように、この補正予算案では、かなり事業の減額される予算が組まれております。そのことにはもちろん賛成です。理由がありますからね。だけど、大事な点は、コロナ感染対策の予算が主だと思うんです。一番心配されるのは、次々と、佐々木市長に替わって、全市民宛ての給付金が交付されておりますんで、ばらまきではないかという声も随分聞きますね。

それで、私は昨年の3月議会で、いろいろと質問を予定しておりましたけれども、やっぱりこのコロナ問題というのは、1時間かけても議論する方があると、その日の朝、気が付きまして、1時間、佐々木市長と論戦をしました。ゆうべも読み直してみましたけども、佐々木市長は私の質問以外のことで、いろんな問題答弁していますね。時間が、だから足りなくなっているんですけども、その分は即議会が終わりましたから、文書で佐々木市長に緊急の申入れをする。その後、含めまして、感染拡大を何とか豊後高田市ではゼロに抑えたいと。そのために、私は政治生命をかけたという思いで、そのための事業と同時に市民の命と暮らしを守ると。その先頭に立って、日本共産党の議員として頑張りたい。その気持ちで取り組んできました。

4回市長に、その時その時に応じて、文書で要求をしております。最初の頃は文書の回答がありましたけど、最近は、無投票になるということでしょうか、2回ほど回答をもらっておりません。文書回答ももらっておりません。でも、大事な点なんですよ。

しかし、国から取れるものは取ろうやという立場を取っていますね。それが今から発表する数字です。国が補正予算をコロナ関係で3回組みましたね。その中で、豊後高田市では、合計8億2,300万円の交付金をもらっています。

ちょうど4年前の今頃、この議会で玄関に出たところに、ある方から、ちょっとちょっと大石さん、

3月19日

と言われました。何ち、あんた佐々木市長に替わったら、県からも国からも補助金が来んことになっち、本当かいっち、有名な方が私に質問されたんですよ。いや、そりゃそんなことはない。もしそんなことがあったら、日本共産党は国会で問題にしますよという議論をしました。

それぐらい市長が替われれば、佐々木市長に替われれば、県からも国からも補助金が来ないじゃないかという議論があったんですよ。

もう一つは、永松市長時代にため込んだ金を、佐々木市長に替わったら使い込んでしまうんじゃないかという議論も随分ありましたわね。

だけでも、佐々木市長に替わりましたけども、国からの交付金、人口1人当たりで、コロナ関係で約3万6,000円です。これは大分県14市の中で、上から3番目に多い。14市の中で人口1人当たりでは、3番目に多い金額なんですよ。

だから、市民が、市長が替わったら、国から県からももらえないって、これは全然違うということは明らかになりました。その予算なんです、この第8号補正予算というのは。

それで、賛成の理由は、その資金を活用して、今回は地域振興券、世帯主宛てに全ての市民に対する1人5,000円、それから、65歳以上の高齢者や障がい者などについては2,500円の加算、7,500円の商品券になります。これも全部世帯主宛てに届くことになるんですけども、先ほど議論したように、まだ、いつから市民宛てに届くかは明らかではありません。

私どもはなるべく早く、そして、なるべく高齢者を含めて、そう不便ではなくて、届けられるように、その券が多くのお店で活用できるように願っています。これは市民にとって、それだけの経済的負担が軽くなるだけじゃなくて、市内のコロナで落ち込んでいる商店街を救う道でもありますんで、なるべく早く消化できたらいい。貯金をすることじゃないです、全部使う券ですからね。

それから、プレミアム商品券についても、新たにまた増額することになりました。それから、小規模店舗に対する第2回目の家賃補助が組まれておりますし、市内73か所全てのサロンで感染対策ができるようにと、その備品などの予算なども組まれておりますので、賛成するものであります。

次は、第2号議案、国保の特別会計の当初予算についてであります。

国民健康保険は、これまで働いておって社会保険

を支払っている方も、勤め先を辞めることによって、国保に入ることになります。そういう退職者や、また農家や商店などの事業主が主であります。全体的に見て、所得水準がそう高くない方々が加入しております。

そのために、他の健康保険と比較してみても、国民健康保険では特別な矛盾があります。構造的な問題を抱えているんです。だから、全国知事会や全国市長会なども、国がもう1兆円市町村に負担を出してくれという要望を続けております。

ところが、今、豊後高田では、一般会計から国保会計に法定外の繰り出しは1円たりともしていませんけれども、全国的にはかなりのところでこれを、国保税を抑えるために一般会計からの法定外の繰り出しをしているんです。

政府のほうは、これをやめろと。この法定外繰り出しをやめろと。そのために、47都道府県が国保を一本化しようと。国保の税率も一本化するという方針を打ち出して、一般会計からの繰入れを認めないという方針で、いわゆる値上げに走ろうとしました。この制度ができてから、ちょうど3年たちました、この3月でね。

そして、いわゆる、今から大事なことなんです。今この予算との関係が大事な点は、令和3年度については、これまで3年間の実態を見てみても、今までは、値上げしよう、値上げしようということもあつたけれども、今度は豊後高田市も含めて、姫島以外のところは全て値下げをできるという試算を出しました。これは公表されています。私もちゃんと持っています。

それによりますと、豊後高田市の場合は、国保に加入している1人当たりで、8,337円引き下げられると出ているんです。これは引下げなければならないとはなっていないんですよ。県の試算なんですから、それは市長の権限なんですよ。

しかし、先ほど議論しましたように、豊後高田市の場合は、一言で言うなら、今引き下げても、引下げができると。県はそのとおりに、そうなっているけれども、もし引き下げておって、いわゆる何か病気になる市民が増えて医療費が急激に上がった場合には、また上げなならんことになるわね。だから、今度はこれで据置きで行くんだというような説明だと思うんで、平口で言うならね。

でも、大分県中調べてみましたがけれども、隣の国東市は市長の権限で、これこそ全ての世帯で国保税

が下がります。その条例案が出ています。

もう一つは、所得の高い人は、まだ得をするように所得割も下げることになりました。県の試算表を国東と高田比べてみましても、高田のほうは6.8%ですから、前回よりも下げられるとなっているんですよ。それが全然下げないで据置き。国東のほうは、全世帯国保税の引下げ。大きな違いですね。県下で、今のところ分かっているのは、14市の中で引き下げるのは6市あります。

私は今度だけは、佐々木市長に期待しておりました。これまで議論してきましたけど、市長もこういうふうになっては、この国保の問題、介護の問題にあっては、理解がしていただけられないのが残念なんですけどね。私の質問も悪いかもしれませんけど。今度だけは期待しておりましたが、残念でなりません。

しかしながら、長く申しませんけれども、国保の改定は6月議会で条例案を提案しても間に合いません。暫定措置を取っておれば間に合いますからね。何とか6月議会までに、幾分かでも。なぜか。今下げていないと、後で問題になるんです。

それは、私の調査で、あと2年後には、県下1本の国保税になります。その時に、よそは赤字だった。国東は赤字だったけど、高田は黒字になっちゃったって、もう間に合いませんよ。そうでしょ。一本化になるんですよ、一本化。私たちは一本化反対なんですけどね。一本化になる時に、高田は値下げせんため、黒字だった。それでも、持っていかないかんとする。私は、そう思えてならないんです。

だから、今の瀬を渡ると。今これだけ生活が厳しくて、国保税についてはすごい、やっぱり何とかならんかって声が。この声に答えてまいりたいんです。

その時に、ただ税率下げるだけじゃないんです。子どものいる世帯については、おぎゃあと生まれた時から、1人当たり3万4,500円ですかね、均等割が取られるんです。これも全国の運動が広がって、市長の権限で随分実施したところありますよ。大分県でも日田市が半額補助していますわね。

これをとうとう政府が取り上げざるを得なくなりまして、就学前の均等割についてはやるということになった。今年、間に合わない、来年からですね。もう一年先にやることになりました。

だから、医療費や給食代などについては、全国先進でしょ。だから、市長がやろうと思えば、この子どもの均等割の廃止、あるいは半額補助というのは

やれるんです。

そういうことも含めて、根本的には国の問題ですから、何とか国からの国保の負担金を増額できるように政治力を発揮してもらって、先進の市町村から学んでもらって、ああ、佐々木市長に替わったら国保税が安くなったと、多くの市民が喜んでもらえるような施策を取ることを要求して、この議案を終わります。

次は、第3号議案、後期高齢者医療の特別会計です。

これは同じ日本人でありながら、75歳以上のお年寄りが特別差別される制度なんですね。

一言で言いますと、この制度ができるまでは、息子さんが市役所に勤めている、学校の先生さんである、などの方については、お父さん、お母さんが75歳以上だった場合は、その保険が適用できるんです。扶養者が2人おるから、じいちゃん、ばあちゃんがからおるといって、全然保険料は変わりません。これ、うそだったら、うそと言う人があったら言ってください。まず、間違いはないね。

それが、この制度ができたために、その制度がなくなってしまって、75歳以上の人は全部保険料を取られることになったんです。

ところが、あまりにも批判が高いもんだから、政府が、なら7割にまけましようというのを、いや、分かった、もう、9割にまけましようって、9割軽減して国が持って、あと1割だけは何とかしてくれということになっておったけども、それがだんだん元に戻ってきて、いよいよ今年度が最後なんですけども、この予算でね。その負担が増えることになった予算なんです。

多く申しませんが、今、大事なのは、75歳以上のお年寄りが、今度は保険料だけじゃないんです。医療費の窓口負担が今1割負担で済んだものが、菅政権に替わってから、何が何でも2割負担、お年寄りの医療費を今の2倍に引き上げるという法案を国会に提出しているんです。強行させてはならないと思います。

それで、この後期高齢者医療制度を私どもは廃止を願っています。それで、医療費の2割負担、2倍化は絶対反対ですので、市長に政治力を発揮できるものならば、発揮することを要望して、反対討論とします。

第4号議案、介護保険の特別会計と第21号議案、介護保険料の改定議案についてであります。

3月19日

これも、この介護保険制度が始まって、ちょうどこの3月末で21年になります。65歳以上の高齢者全て、3年に1回、介護保険事業計画に基づいて、介護保険料が算定されます。高田の場合は先ほどあったように、今回は所得に応じて10段階の保険料が、提案されております。一番高い方は、前回よりも約2万円の引上げになります。基準額では、年間360円です。

しかし、あの国東の市長が実施できたのに、何でこの有名な佐々木市長が、政治力発揮できないのが残念なんです。値下げをしてほしいけれども、せめて30円ぐらいなら、据置きにしてほしかった。

3年前は170円上げたんです。今度は30円。大したことないと言えば、そう一定の生活をしている方については、大したことないかもしれませんが、やはりコロナ禍の下で生活は大変ですから、30円上げても、月30円上げても、年間360円、これでも値上げなんですよ。

だから、多く申しませんけれども、3年前に続いて連続値上げでありますので、この議案に反対します。

今後は、やっぱり国の負担割合が少ないんです。国の負担割合を、事業量が増えるだけ割合を増やせば、介護保険料の全体の量が少なくて済むんですよ。これは国の問題です、基本的には。国に働きかけて、何とか次の第9期目については、9期かね、この次の改定については何とか引下げができたなど言えるように、市長に頑張ってもらいたいということを申し上げて討論とします。

次は、第16号議案、これは市の職員の問題なんですけども、1つは、55歳以上の市職員の給料の昇給を停止をする。もう一つは、持ち家で生活している職員の住居手当を、6年の経過措置を設けて廃止をするという議案です。

これ直接的には、市の職員に関連する議案なんですけども、私たちは今のコロナ禍の下で、佐々木市長を先頭に職員の皆さんが力を合わせて感染拡大を防ぐために、市長がいろんな事業をすればするだけに、職員は本当に仕事量が増えて大変だと思いますよ。

その中で、やっぱり市民の命、暮らしを守ろうと一生懸命ご尽力されている職員の皆さんを、こういう手当も、労働組合が当局と交渉して闘ってきた権利ですから、今になって廃止をすることについては反対でありますので、討論しときます。

いよいよ最後ですが、第27号議案、これは先ほど議論しましたように、市道に設置されている九州電力やNTTの電柱に対する市の収入が減額される条例なんです。

私は民間の用地に対して、同じような電柱についても、引下げになったら影響するなど、市民については、ということも心配しているので、それまだ確かなことは分かりませんでした、今の議論では。

だけど、分かっているのは、豊後高田市は県下に先駆けて、ケーブルテレビネットワーク事業を実施しました。今んところ、やっぱり担当課の努力もあって、94%の世帯が加入しているそうです。今年度のこの予算についても、新規加入を大幅に見込んでおります。それは、担当課のご努力には感謝申し上げたいと思うんです。

ところが、予算書で皆さん気が付いたと思いますが、九電やNTTからは使用ではお金をもらっているけど、ケーブルテレビについては、その同じ電柱を利用させてもらっているんですよ。これに年間約1,300万円、この使用料を払う予算になっています。

九電やNTTは自分たちが市に払うのは下げて、市から取っているのは下げたか、下げていないんです。設置していきゃ同じ金額なんです。おかしいと思いませんか。九電やNTTは大企業なんです。大企業からもらう利用料は下げて、私たちはその大企業にまた払う、その金額は据置き。大きな矛盾だと私は思うんです。

よって、これも調べましたら、市長がこの議会に提案しなければ、市長の責任が問われるような問題では全くありません。なのに、提案してきましたので、私はこれは同意できませんので、反対いたします。

以上、長時間にわたって討論をいたしましたけれども、佐々木市長にとっては、1期目の最後の議会でありましたので、耳の痛いこともあったかと思えますけれども、また再選されること間違いないと思いますので、今後に生かしてもらいたいと思って長くなりました。

よって、議員各位におかれましても、私の討論にご賛同していただきますよう、心からお願い申し上げます。以上です。

○議長（北崎安行君） 以上で、通告による討論を終わりました。ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北崎安行君） これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

お手元に配付しています採決表の一括採決するものうち、反対のありました第2号議案から第4号議案まで、第16号議案、第21号議案及び第27号議案を除く各議案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北崎安行君） ご異議なしと認めます。よって、採決表の一括採決するものうち、反対のありました第2号議案から第4号議案まで、第16号議案、第21号議案及び第27号議案を除く各議案は、委員長の報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第2号議案について、起立により採決いたします。自席に設置されている可否いずれかのボタンを押した後に、問題を可とする者は起立をしてください。起立採決の際は、同様にお願いいたします。

お諮りいたします。

第2号議案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（北崎安行君） 起立多数であり、よって、第2号議案は委員長の報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第3号議案について、起立により採決いたします。

お諮りします。

第3号議案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（北崎安行君） 起立多数であり、よって、第3号議案は委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、反対のありました第4号議案について、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

第4号議案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（北崎安行君） 起立多数であり、よって、第4号議案は委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、反対のありました第16号議案について、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

第16号議案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（北崎安行君） 起立多数であり、よって、第16号議案は委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、反対のありました第21号議案について、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

第21号議案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（北崎安行君） 起立多数であり、よって、第21号議案は委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、反対のありました第27号議案について、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

第27号議案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（北崎安行君） 起立多数であり、よって、第27号議案は委員長の報告のとおり決定いたしました。

○議長（北崎安行君） 日程第2、議案第1号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

12番、安東正洋君。

○12番（安東正洋君） 提案理由の説明をいたします。

議案第1号、豊後高田市議会委員会条例の一部改正を行いたいので提出するものでございます。

改正の内容につきましては、豊後高田市行政組織条例の一部改正に伴い、委員会条例第二条に規定しております、産業建設委員会所管の「農業ブランド推進課」を「農業振興課」に改め、「耕地林業課」の次に「農業地域支援室」を、「建設課」の次に「都市建築課」を加えるものでございます。

なお、条例改正に伴い、委員会の同一性が失われないよう、附則において経過措置を設けております。

以上、本議案について、何とぞ慎重審議の上、ご協賛下さいますようお願いいたします。

3月19日

○議長（北崎安行君） お諮りいたします。  
本案について、委員会の付託を省略したいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北崎安行君） ご異議なしと認めます。  
よって、議案第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に行きます。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北崎安行君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に行きます。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北崎安行君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北崎安行君） ご異議なしと認めます。  
よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（北崎安行君） 日程第3、閉会中の継続調査・審査の申し出について議題といたします。

議会運営委員長から、議会運営委員会の所管に関する事項の調査及び各常任委員長から、各常任委員会の所管に関する事務の調査等を閉会中に行いたい旨の申出があり、議長において、これを受理しました。

お諮りいたします。

各委員長の申出のとおり、閉会中に各委員会の所管に関する事項の調査等を行うことについて、委員の任期中において閉会中の継続調査及び審査することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北崎安行君） ご異議なしと認めます。  
よって、各委員長の申出のとおり、閉会中の各委員会の所管に関する事項の調査を行うことについて、委員の任期中において閉会中の継続調査及び審査することに決しました。

○議長（北崎安行君） 日程第4、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りします。

議員派遣の件について、お手元に配付しておりますとおり、派遣することといたしたいと思

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北崎安行君） ご異議なしと認めます。  
よって、議員派遣の件については、お手元に配付しておりますとおり、派遣することに決定いたしました。

なお、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に一任願います。

以上で、本定例会に付託された……。○5番（井ノ口憲治君）議長、議事進行。）

井ノ口議員。

○5番（井ノ口憲治君） すみません、これちょっと時間が遅くなっていますが。大変すみません。遅くなって申し訳ありませんが。

3月10日の一般質問の途中に、私の一般質問途中に大石議員から、井ノ口の発言は重大な発言があったというように指摘をされました。その中で、大体3つぐらいあったと思いますが、12月17日、前回の議案の最終日、いじめ防止法の条例制定の提案が出た時、大石議員が、私だけが質問した。井ノ口議員はその件について質問をしていないのに、教育委員会の私への答弁を引用して、今、質問をしているといった旨の発言をいたしました。

私は聞いていて、ああ、そういうことをしたら、それは事実ではありますが、見解を述べたのを私なりに一般の市民・議員として、ああ、教育委員会はこの見解なんだなというのを引用したら悪いのかな、どうなのかというのが1点であります。

それと、教育委員会が大石議員の2年間あったかという質疑に対して、昨年と本年、そのような重大事態に該当するようなことは起きていませんというような答弁をした。それを聞いて私は、起きていないということは、そういうように教育委員会は判断をしたんだなというように断定をしたんだという言葉を使いました。

この断定をしたんだということに、大石議員が、井ノ口議員は断定をしたと言ったといったようなことを言われましたので（「全然違う」と呼ぶ者あり）私も何人かの方々に、こういう表現は断定表現ではないのかなというようにただしてみました。それは断定ですよというように言われました。

それと、もう一点。大石議員がいろいろ述べる中で、12月の17日の時点で、私は中学生の自殺のされた案件については知らなかったけども、井ノ口議員は知っていたと言った。実際に、ここが11月として、

ここが12月の17日とした時に、私はこの時に、まあこの前も言いましたが、一般市民の方から、いじめで亡くなったちなあとといったようなうわさであります、その人なりの声をそのとおり今伝えますと、知っていた、だから、これはこの案件は、教育委員会はいじめではないんだなというように、私は理解をしたわけであります。

そして、その言っている中に、私は大石議員が、私は知らなかったけど、私はこの案件を知らなかったけど、井ノ口議員は知っている、12月の17日の時点では、大石議員は亡くなったということを知っています。知っていたのに、私は知らなかったけどもといったような発言をして、一般質問をして、私の質問に苦言を呈した。

まあ大石議員も一生懸命勉強されて、今まで200回も質問してきたといったようなことも言われていましたが、そのことを聞いて、私は、ああ、大石議員は今までの質問や質疑の中で、そのような真実を曲げたくそを交えた（「何や」と呼ぶ者あり）ことで発言してきたのかなというようにも、正直思ったわけであります。

私は、これは私の、大石議員のその時の私の発言に対する異議がありましたので、私もこの議会で、井ノ口が言っていることは、うそも交えたようなことも言っているのか、真実でないこともあるのかといったような、非常に名誉を傷つけられた思いであります。ぜひそれと、まあそのことが十分、大石議員がその時言われた発言と、私の発言を十分精査をしていただくことを要望して終わります。

**○議長(北崎安行君)** 井ノ口議員に申し上げます。さきの議事進行の件の意見でございますが、議長の議事整理権の範囲で発言許可を行ったところでありましたが、ご指摘も踏まえ、質疑と答弁は一体的なものであると改めて認識をいたしておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

この件に関連する議事進行は認めません。

これもちまして、令和3年度（「議長、議長お願いします」と呼ぶ者あり）第1回豊後高田市市議会定例会を閉会いたします。

午後0時18分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議員 北 崎 安 行

豊後高田市議会議員 松 本 博 彰

豊後高田市議会議員 安 東 正 洋